

すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2024年(令和6年) 12月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書が未提出の方に督促はがきを送ります

督促はがき(見本)

名義人番号 (一般)

「令和7年度収入報告書」を提出してください

令和6年 月 日現在、あなたの世帯から収入報告書の提出が確認できていません。
収入報告書の提出は、法令で定められた都営住宅に住む方の義務です。

収入報告書の提出がない場合は、収入状況にかかわらず令和7年4月から近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。
また、収入報告書を提出しない世帯については、居住状況の調査を実施します。
場合によっては明渡しを請求する場合があります。

料金後納郵便

さい。 紛失した方は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

いので、ご容赦願います。

分や利用サービスご利用の方はこちらへ 03-6279-2652

〒150-8322 JKK東京 東京都住宅供給公社 都営住宅課 収入調査係 電話 03(3409)226197

※収入報告書の提出は、収入状況にかかわらず令和7年4月から近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。

収入報告書は、対象となる方あて6月13日(木)に発送しておりますが、まだ提出されていない方がいらっしゃいます。

提出されていない方には、12月11日(水)に、督促はがきを発送します。督促はがきが届き次第、収入報告書を忘れずにご提出ください。

なお、収入報告書を提出されない場合、令和7年4月からの使用料が近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料となりますので、ご注意ください。

※使用料の減免を受けている方は、使用料減免申請が収入報告の代わりになります。このため、収入報告書は提出不要ですが、必ず使用料減免の更新時期に必要な手続きを行ってください。

もくじ

- 収入報告書が未提出の方に督促はがきを送ります… 1
- あなたは、使用料を滞納していませんか?… 5
- 火災に注意しましょう! …… 2
- 都営住宅等での転貸(民泊等)及び用途外使用は禁止されています… 5
- ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ… 3
- 無断駐車はやめましょう …… 6
- 子どもを事故から守りましょう! … 3
- 悪質な訪問販売などにご注意を! … 6
- ヒートショックを防止しましょう … 4
- 申請・届出は、オンラインや郵送での手続きをご利用ください… 6
- 煙突式風呂釜をお使いの方へ …… 4
- 「誰か」のこと じゃない。 …… 7
- バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合に
お気づきの方はご一報ください …… 4
- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です… 7
- 年末年始の業務のご案内 …… 8

「すまいのひろば」外国語版をJKKホームページに掲載しています。

Foreign-language versions of Daily Life Plaza are available on the JKK Tokyo official website.

“居住广场”外语版刊载于 JKK 东京主页上。

‘주거광장’ 외국어판을 JKK 도쿄 홈페이지에 게재하고 있습니다。



12月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、1月6日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

火災に注意しましょう！

～冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります～

都営住宅等では、調理中の出火、たばこ、電気器具、暖房による火災が多く発生しています。お住まいのみなさん一人ひとりが注意し、火災を防ぎましょう！外出の際は火の元の確認を必ずしましょう。

調理時には火の元から目を離さずに

調理時の不注意による火災が発生しています。調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしましょう。



たばこの吸殻の処理は適切に

寝たばこや吸殻を完全に消火しなかったために出火したものなど、吸殻の不適切な処理による火災が発生していますので注意しましょう。

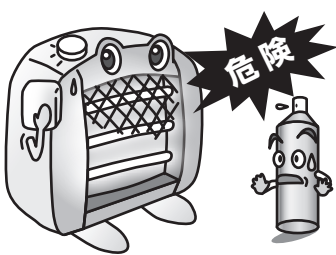
コンセント・プラグの掃除は定期的に

コンセントとプラグの間に埃がたまり通電している電気によって発火します。使っていないプラグを抜いたり、定期的に掃除するようにしましょう。



暖房器具の使用は適切に

暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。特に石油ストーブの使用による火災にご注意ください。(15階建以上の高層アパートにお住まいの方は、居住している階に関係なくガスストーブ・石油ストーブの使用は禁止されています！)



- 石油ストーブに火をつけたまま給油すると、こぼれた灯油に引火することがあるので、給油時は必ず消火する。
- 洗濯物や燃えやすい物の近くで暖房器具を使用しない。
- スプレー缶などを暖房器具の近くに置かない。
- 就寝、外出時は、暖房器具のスイッチを切る。

火災が発生させると、ご自分の部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。

また、もらい火や消火活動によって家財が損害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険(家財保険)に加入しておくことも、ご自身を守ることに繋がります。

家財保険に係る申込方法や必要書類については、各保険会社にお問合せ下さい。なお、都営住宅等は住宅使用許可書が賃貸借契約書の代わりになります。

ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ

みなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障した場合に、東京都の費用負担で浴槽・給湯設備を設置します。今年度の申込受付期限が迫っております。ご希望の方は以下を確認のうえ、お申し込みください。

申込要件

- (1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
- (2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料(家賃)を改定するため、改定について同意をしていただくこと。(注1)
- (3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。(注2)
- (4) 住宅使用料(家賃)を滞納していないこと。
- (5) 収入超過、高額所得者に該当しないこと。

(注1) 住宅使用料(家賃)の改定の目安：月額 500 円～ 3,000 円程度の増額

・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。

・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。

(注2) 撤去・処分は、取替えを行う施工業者に自己負担で依頼することもできます。

申込の流れ

- ①申込書類の請求 JKK東京お客さまセンターへのお電話、又はオンラインで請求。
- ②申込書類へ記入
- ③申込書類の提出 受持ちの窓口センターに郵送、または持参で提出。

申込受付期限

令和6年12月27日(金) 申込書類必着です。

※オンラインでの申込書類の請求は令和6年12月18日(水)まで。

※想定を超える申込みがあった場合には、申込期限前に受付を終了することがあります。

申込受付後、要件に該当するかの審査を経て、順次、施工業者からご連絡し、現地調査・設置工事を行います。

来年度の実施については、改めてすまいのひろばでお知らせいたします。

■ 申込書の請求先

○お電話で 8 ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号①へ

○オンラインで「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。

スマホ等で右記二次元コードを読み取り、「申請手続を探す」→

06_10都営住宅・都施行型都民住宅【入居者】_各種届出・請求→浴槽・給湯設備設置工事申込書の請求



■ 工事内容のお問い合わせ先

8 ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号②へ

子どもを事故から守りましょう！

冬休みになると、子どもたちが団地内の公園で遊ぶ機会が増えます。公園内では遊具を正しく使って、安全にけがのないよう遊ばせるようにしましょう。また、団地内の目の届きにくい場所、駐車場やエレベーターの中などで子どもたちが遊ばないよう注意しましょう。

みなさんのちょっとした声かけや気配りが事故から子どもを守る大きな力になります。

ヒートショックを防止しましょう

急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死する事故が起きています。

気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。ヒートショックを防止するためには、以下の対策をとることが効果的とされています。

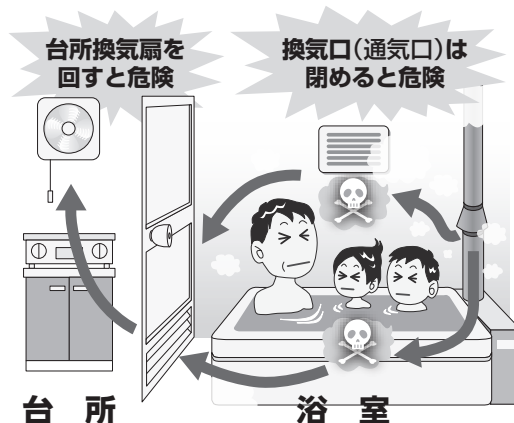
- ① 冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で暖める
(暖房器具を使用する際は、火事や換気にご注意ください)
- ② 湯沸しの最後の5分をシャワーで給湯する
- ③ 夕食前・日没前に入浴する
- ④ 湯温設定 41℃以下にする
- ⑤ 食事直後や飲酒時の入浴を控える



煙突式風呂釜をお使いの方へ

耐火住宅（コンクリート造）は、木造住宅に比べて気密性が高く、自然換気が少ないため、十分な換気が必要です。特に煙突式風呂釜をお使いの方は、次の点にご注意ください。

- ① 入浴中にお風呂の追い焚きをしたり、シャワーを使ったりする場合は、台所換気扇を絶対に使用しないでください。風呂釜が燃焼した際の排気が室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす危険があります。
- ② 外気を取り入れる換気口はふさがないでください。
- ③ 入浴中やシャワーの使用中に、嫌なにおいがしたときは、排気が室内に漏れている場合があります。浴室の窓を開けるなど新鮮な空気を取り入れると同時に、換気口等の点検を行ってください。



バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合にお気づきの方はご一報ください

東京都では、各種法定点検を実施するなど、安全・安心な住まいの提供に努めておりますが、住宅内で発生する事故防止にはみなさんのご協力が必要となります。

バルコニー、共用廊下または窓等に設置している手すりや室内の床下点検口のがたつきなど、ちょっとした不具合から人や物が落ちる重大な事故につながることもあります。

このような事故を未然に防ぐため、不具合などにお気づきの場合は、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号②）にご連絡ください。

あなたは、使用料を滞納していませんか？

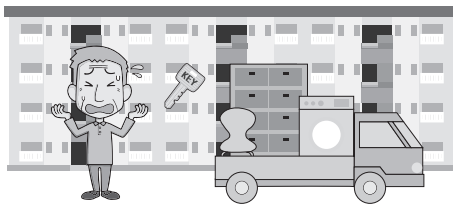
- ① 使用料の滞納を続けると督促状、催告書等が届きます。



- ② 使用許可が取り消され、裁判にもなります。



- ③ 裁判で判決が出れば住宅を明け渡すことになります。



- ④ 退去しても、滞納金の支払い義務は消えません。



都営住宅等に安心して住み続けるために

- 1 使用料は忘れずに期日までに支払いましょう。
- 2 期日を過ぎてしまったときは、そのままにせず早めに納めましょう。
※お支払いは、便利な口座振替の利用をおすすめします。
※口座振替をご希望の方や、滞納した使用料の支払相談は、JKK東京 お客さまセンター(8ページの電話番号①)にご連絡ください。

都営住宅等での転貸(民泊等)及び用途外使用は禁止されています

都営住宅および東京都施行型都民住宅は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

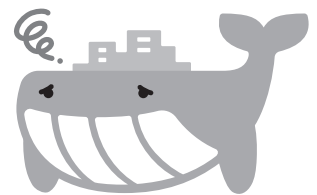
入居時の使用許可条件においても、都営住宅等を転貸したり、居住の用途以外に使用すること(※)を禁止しており、こうした事実が判明した場合には、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることがあります。

お住まいのみなさんは、住宅を適正に使用していただきますようお願いします。

民泊禁止を含めた住まい方の留意点については、入居時にお渡ししている住まいのしおりに記載されています。住まいのしおりはJKK東京ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/siori.html>

※東京都の許可を得て、住宅の一部を、あんま、はり、きゅうなど、住宅にお住まいの方の福祉を目的とした仕事に使える場合があります。



JKK東京ホームページ
「住まいのしおり」➡

パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～



問題▶働きがいがあり、十分な収入を得られる仕事のことをなんと言うでしょうか？
()ワーク

➡答えは P8

8 働きがいも経済成長も



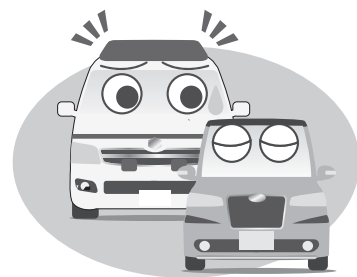
8 働きがいも経済成長も

働きたい人が働けなかったり、仕事があっても十分な賃金をもらえず、貧困から抜け出せない人がいます。すべての人が働きがいがあり人間らしい仕事をする事で、それぞれの国の成長につながって、人々の暮らしが豊かになっていくことを目指しています。

無断駐車はやめましょう

都営住宅等では、有料駐車場及び身体障害者向けの特定駐車場を除いて、団地内の通路や空地に駐車することはできません。

通路や空地を保管場所代わりに使用することは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反します。また、緊急車両の進入の妨げになるほか、見通しを悪くするため、交通事故にもつながります。自動車は保管場所として認められている駐車場に停めましょう。



団地内から無断駐車をなくすために、みなさんのご協力をお願いします。

悪質な訪問販売などにご注意を！

東京都やJKK東京と関係のない業者が、「JKK東京（公社）の下請けです」「東京都指定の製品の購入が必要です」などと言って、みなさんのお宅を訪問し、点検などを行ったうえで、不要な製品の勧誘をされたり、お金を請求されたという相談が寄せられています。

東京都やJKK東京などが、このような連絡や訪問をすることはありません。不審に思った場合や、長時間居座られるなど不安になった場合は、最寄りの警察に相談してください。

- JKK東京が依頼した点検や工事の場合は、必ず事前のお知らせを配っています。
- JKK東京の職員、JKK東京が依頼する業者は、身分証明書を携帯しています。対応する際は、必ず提示を求めてください。
- 怪しい電話はすぐに切る、不審メールは無視する、事前の約束のない人が訪ねてきてもドアを開けないでください。

申請・届出は、オンラインや郵送での手続きをご利用ください

使用料減免申請や世帯員変更届などの手続きは、窓口センターにお越しにならなくても、郵送で行うことができます。

また、長期不在届や模様替え届などの一部の届出・用紙請求において、「東京都行政手続クラウド申請」を利用したオンライン受付を行っています。対象の手続きは、JKK東京ホームページでご確認いただけます。



JKK東京ホームページ

都営住宅 主な手続き 検索

オンライン申請が可能な
手続きについて詳しくは
こちら →



ご注意



10月から郵便料金が増額されています！

申請書類等を郵送する際にはご注意ください。

※料金が不足している場合、差出人に返送される場合があります。
申請の締め切りまで余裕をもってご郵送ください。

「誰か」のことじゃない。 12月10日は「人権デー」、 12月4日から10日までは「人権週間」です。

12月4日～12月10日は人権週間です。「人権のないところに平和は存在しない」と言われ、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識が世界共通となっています。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。しかし今でも差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における差別落書き

都営住宅の共用施設で、同和地区出身者や障害者などに関する差別的表現や、入居者を誹謗・中傷する内容の悪質な差別落書きが見つかっています。

差別落書きは、関係する人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくことで差別意識を拡大してしまうおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。

差別落書きを見つけた際には、速やかにご連絡ください。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部
JKK東京 お客さまセンター

☎03-5320-4981
☎0570-03-0072

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です 東京に関連する拉致被害者・特定失踪者等も数多く存在します

政府が認定した拉致被害者のほかにも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない方々が多数存在します。この中には、都内に住んでいたたり、都内で失踪した方々も数多く含まれており、少なくとも50人の消息がいまだにつかめていません。

すべての拉致被害者の早期帰国が実現するよう、一人ひとりの声によって、拉致問題解決を後押ししていきましょう。

○「拉致被害者救出運動」オンライン写真展

12月2日(月)～27日(金)

○都庁ブルーリボンライトアップ&ブルーリボン旗掲出

12月10日(火)～26日(木)

都庁第一本庁舎を、「ブルーリボン」にちなんでブルーにライトアップするとともに、都庁前中央通りにブルーリボン旗を掲出。



■「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に関するお問い合わせ先

東京都総務局人権部人権施策推進課

人権部ホームページ

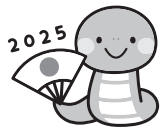
じんけんのとびら

検索



東京都 くらし・住まい
X(旧Twitter)

年末年始の業務のご案内



年末年始の休業は、 12月28日(土)から1月5日(日)まで



本年の業務は12月27日(金)午後6時で終了します。新年は1月6日(月)午前9時から業務を開始します。年内の各種お手続きや修繕の申込は早めをお願いします。



休業中 緊急の場合には

年末年始の休業期間中であっても、緊急の場合は、24時間365日対応しております。
(下記の電話番号②)

- ・漏水・断水などの緊急を要する修繕
- ・事故や火災
- ・居住者の安否に関わる緊急のご連絡



混雑予想



JKK東京ホームページに「電話がつながりにくい時間帯について」を掲載しています。お電話の前にご確認ください。

例年、年始はお客さまセンターへの電話が混み合いつながりにくくなります。お急ぎでない方はお時間を置いておかけください。

*すまいのひろば令和7年1月号は、1月6日(月)に発送予定です。例月より、お手元に届くのが遅くなりますが、ご了承ください。

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

JKK東京ホームページに「電話がつながりにくい時間帯について」を掲載しています。

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで
オンライン受付
可能！
詳しくは
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



※ナビダイヤルに携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・すべての電話番号で通話料がかかります。
- ・お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いにつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!



ディーセントワーク

8

「すまいのひろば」No.392